

## 屋外における廃棄物の焼却行為への配慮

第 13 条 何人も、屋外における廃棄物の焼却行為により周辺的生活環境を損なうことのないように努めなければならない。

2 市長は、屋外における焼却行為が、周辺的生活環境を損なうと認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

（解説）

1. 本条第 1 項は、良好な生活環境を確保するため、周辺的生活環境を損なう屋外における廃棄物の焼却行為への配慮について、努力義務を規定したものである。
2. 「何人」とは、市民等や事業者だけでなく、市外の事業者も含むことをいう。
3. 「焼却行為により周辺的生活環境を損なうこと」とは、煙の量や臭い、有害物質の発生等が近所の迷惑になる焼却行為をいう。
4. 本条第 2 項は、屋外における焼却行為が、周辺的生活環境を損なうときは、当該焼却行為をした者に対し、周辺的生活環境を損なうことのないように指導又は勧告することができることを規定したものである。
5. 屋外における廃棄物の焼却行為に関する規定のある法令としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 16 条の 2（焼却禁止）、「悪臭防止法」第 15 条（悪臭が生ずる物の焼却禁止）、「静岡県生活環境の保全等に関する条例」第 100 条（野外における焼却行為の制限）等がある。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 16 条の 2（焼却禁止）等による罰則が適用される場合がある。
6. この条例では、できる屋外の焼却行為、できない屋外の焼却行為を定めるのではなく、すべての屋外の焼却行為について、周辺環境への配慮を努力義務としている。